

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

平成29年度人間ドック費用の助成希望者を募集します

和水町では、後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進事業の一環として、疾病の予防、早期発見および早期治療などを目的に、人間ドック費用の一部助成を行っています。
次のとおり、平成29年度人間ドック費用の助成希望者を募集します。

- 対象者
 - ①人間ドック受診時に後期高齢者医療の被保険者であること
 - ②和水町内に住所を有し、後期高齢者医療保険料の滞納がないこと
 - ③町が実施する集団、個別健診を受診していない、または、受診を予定していないこと
 - ④受診する年度において、和水町国民健康保険人間ドック費用助成を受けていないこと
 - ⑤検査に支障のない人
- 募集人員 **20人**（これまでに助成を受けたことがない人を優先します。それでも定員を超える場合は、抽選により決定します。）
- 検査機関（次の6つの機関からお選びください）
 - ・和水町立病院健康管理センター ・玉名地域保健医療センター ・山鹿市民医療センター
 - ・山鹿中央病院 ・済生会熊本病院予防医療センター ・日赤熊本健康管理センター
- 助成金額 上限**30,000円**（検査に要する費用の10分の7以内）
- 受診期間 6月1日～12月31日
- 申込先 本庁税務住民課国保年金係・総合支所住民課税務住民係
- 持ってくる物 ①被保険者証（保険証）、②認印
- 申込期限 4月28日（金）

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線752）



狂犬病予防集合注射を行います

集合注射料金 **3,070円**（注射料2,570円・注射済票交付料500円）
（登録を済ませていない場合、別途登録手数料金3,000円が必要です）



登録・注射日程	受付時間	実施場所
4月15日（土） ＜三加和地区＞	午前 9時30分～10時30分	総合支所裏車庫前
	午前11時～正午	中和仁 旧松尾商店前
	午後 1時30分～2時30分	春富集会センター
4月16日（日） ＜三加和地区＞	午前 9時30分～10時30分	中十町 農業研修施設
	午前11時～正午	大田黒 お肉のいしはら前
	午後 1時30分～2時30分	津田 神崎歯科横
5月13日（土） ＜菊水地区＞	午前 9時30分～10時30分	内田公民館
	午前11時～正午	前原公民館
	午後 1時30分～3時	竈門公民館
5月14日（日） ＜菊水地区＞	午前 9時30分～10時30分	本村公民館
	午前11時～正午	用木公民館
	午後 1時30分～3時	本庁裏車庫前

- ◆動物病院で『狂犬病予防注射』を実施した場合は、『注射済証明書』『注射済票交付料』を持参のうえ、役場窓口で『注射済票』の交付を受けてください。
- ◆日本では、生後3ヶ月を経過した犬は、『生涯1度の登録』と『毎年1回の狂犬病予防注射』が義務づけられています。（狂犬病予防法）
- ◆新しく犬を飼った人は、必ず登録をしてください。また、犬が死亡した場合も必ず届出を行ってください。
- ◆狂犬病はウイルスによって起こり、人が発症すればほぼ100%死に至る病気です。
- ◆会場には、必ず犬を制御できる人がお連れください。また、会場でのフンの後始末は飼い主が責任を持って行ってください。
- ◆上記以外にも10月ごろに菊水・三加和地区の各1カ所で予防集合注射を実施予定です。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線752）

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

平成29年度の保険料率は28年度と同じです

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一です。

保険料額
(年額)
※年額57万円が上限です。

=

均等割額
(被保険者1人当たり)
47,900円

+

所得割額
〔総所得金額等 - 33万円 (基礎控除)〕
× 所得割率
9.26%

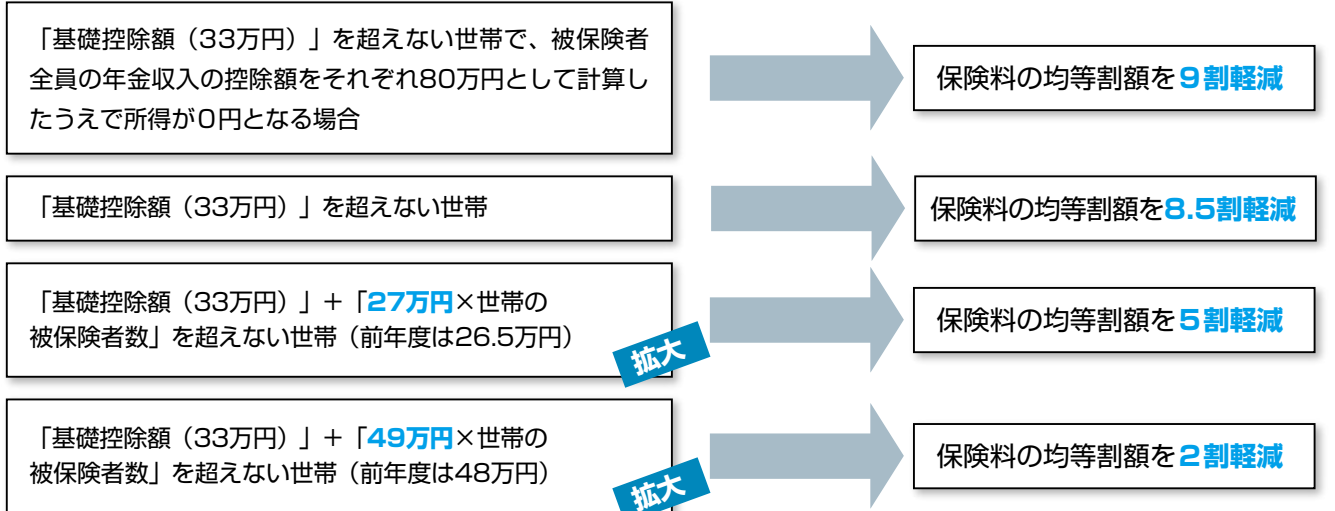
平成29年度は保険料の軽減内容が見直されます

所得が低い人や被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）加入者に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されますが、軽減割合などが一部見直されます。

所得が低い人の軽減

◆保険料の均等割額 <5割・2割軽減対象者の拡大>

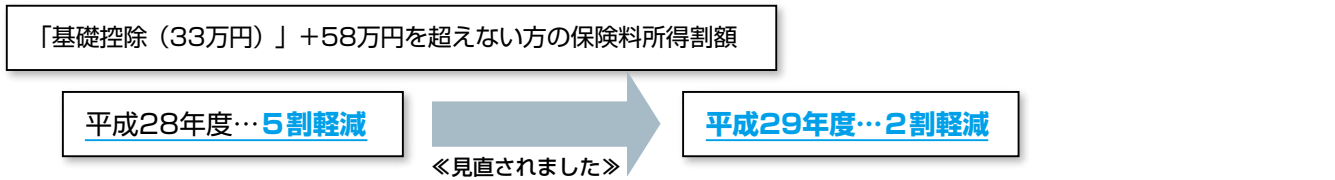
世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などの合計額が



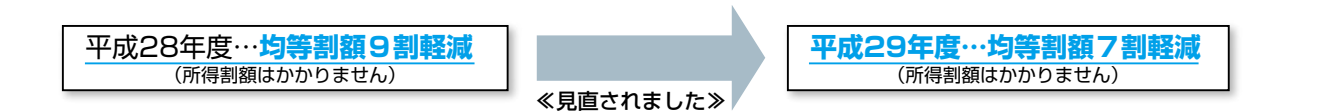
*均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。
また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減 <5割軽減→2割軽減へ見直し>

被保険者の総所得金額などが



被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減 <9割軽減→7割軽減へ見直し>



対象となる人…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線752）